

令和6年度 住民税（市・県民税）の定額減税について

政府による『わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置』の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の住民税において定額減税が実施されることとなりました。住民税の定額減税(特別徴収)の概要は次のとおりです。

対象となる方

○ 前年の合計所得金額が1,805万円以下の住民税所得割の納税義務者

※次に該当する方は定額減税の対象ではありません。

- ・ 令和6年度分の住民税が非課税の方
- ・ 令和6年度分の住民税が均等割及び森林環境税のみ課税の方

定額減税額

次の①、②、③の金額の合計額を住民税の所得割の額から減税します。ただし、その合計額が住民税の所得割の額を超える場合は、その所得割の額が減税の限度額となります。

- ① 本人 1万円
 - ② 控除対象配偶者（国内居住者に限る）1万円
 - ③ 扶養親族（国内居住者に限る）1人につき1万円
- ※国外に居住する配偶者、扶養親族は、減税の対象とはなりません。

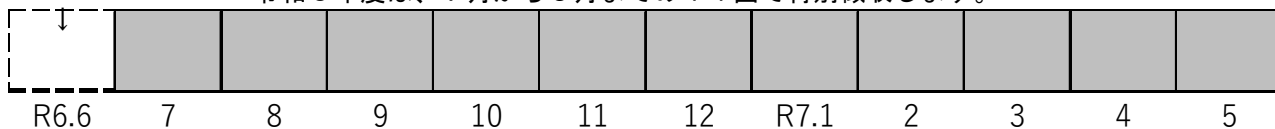
各月の特別徴収徴収方法

「特別徴収税額の決定通知書」には、定額減税後の税額と各月の徴収額を記載しています。各事業所において定額減税額等を計算する必要はありません。

■定額減税の対象となる方

- ・ 令和6年6月分は、特別徴収を行いません。
- ・ 令和6年7月分から令和7年5月分までの11回で特別徴収を行います。

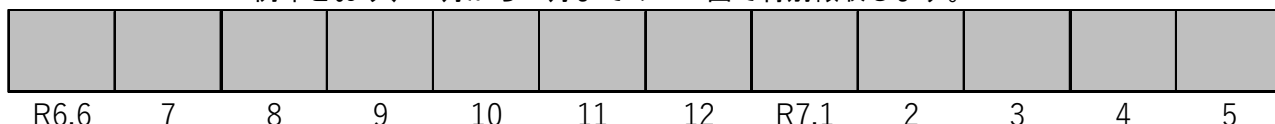
特別徴収しない 令和6年度は、7月から5月までの11回で特別徴収します。



■定額減税の対象とならない方

- ・ 例年どおり、令和6年6月分から令和7年5月分までの12回で特別徴収を行います。

例年どおり、6月から5月までの12回で特別徴収します。



その他

- 「普通徴収(納付書で納付)」の方の住民税については、直接本人へ定額減税後の税額を通知します。
- 所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。

お問い合わせ 島原市税務課 市民税班 TEL 0957-63-1111(代表)